

○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例施行規則（抄）

平成3年7月12日

岡山県規則第33号

（趣旨）

第一条 この規則は、岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成3年岡山県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をコンベックス岡山の掲示板に公示するものとする。

（休館日）

第三条 コンベックス岡山の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をコンベックス岡山の掲示板に公示するものとする。

（利用等の許可の申請）

第四条 条例第六条第一項の規定により同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者等の遵守事項）

第五条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- 一 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

（損壊の届出等）

第六条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

（利用等の終了の届出）

第七条 利用者は、施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の減免）

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第九条第一項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を減免することができる。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、コンベックス岡山の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。